



たき火について



今回の条例改正に伴い、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出について、たき火が含まれることになりました。どのような行為がたき火に該当するのか、下記の図を参考にしてください。また、ご不明な点等ございましたら香南市消防本部予防課（0887-55-4143）までご連絡ください。

たき火に該当すると考えられる行為



たき火に該当しないと考えられる行為



お問い合わせ先
香南市消防本部 予防課
0887-55-4143（平日日中：8:30～17:00）